

岩崎 純一 著

『岩崎純一全集』 第五卷 「序説、総記（五）」

岩崎純一の著作物の利用者及び岩崎への情報提供者、  
相談者に関する  
序説

編纂、監修 岩崎純一学術研究所 『岩崎純一全集』編纂局

巻頭言

本巻は、『岩崎純一全集』の第五巻を成し、岩崎の著作物（『全集』）を利用する者、岩崎に情報を提供する者、岩崎に学術の相談や心身に関する相談を行う者について述べるものである。

目次

巻頭言

第一編 利用者、情報提供者、相談者についての解説

第一部 利用者、情報提供者、相談者の定義

第二部 岩崎純一及びJIAIの連絡先、メール等

第三部 利用者、情報提供者、相談者のリスト

第二編 利用者、情報提供者、相談者による利用

第一部 利用方法

第二部 利用許諾を容易に得られる者

第三部 個別の利用条件が限られる者

第一章 個別の利用条件が限られる者

第二章 イエローリスト、レッドリスト及びブラックリスト

第一節 刑事法・民事法における違法行為・不法行為の扱

い

第二節 大学教員等各位に対する忠告

第三節 リストの作成

第四部 例外条件

第五部 特殊利用者による利用

第一章 精神に障害を有する者

第二章 身体に障害を有する者

第三章 一般国民生活とは異なる言語・文字体系、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）

第六部 海外からの利用

第三編 海外からの利用

「岩崎純一総合アーカイブ」(JICA)及び

『岩崎純一全集』(JICW)の入手と利用

第四編 「岩崎純一学術研究所」(JIAI)の利用

第五編 「岩崎式十進分類法」(JIDC)の利用

第六編 JICA及びJICWに関する具体的利用

第一部 ウェブサイトの利用

第一章 ファイル等の入手

第二章 ウェブサイト内の投稿スペースへの投稿

第三部 閲覧室の利用

第四部 書籍、学術誌、論文の入手と利用

第五部 外部リポジトリの利用

第七編 JICA・JICWへの自作の収録の要望

岩崎純一の外部活動（講義、フィールドワーク等）の成

果の利用、及び、岩崎への心身両面に亘る私的な情報提

供及び相談について

第一部 岩崎純一の公的な外部活動（大学での講義等）の成果

の利用について

- 第二部 メール、手紙等での個人的な情報提供・相談・質問等について
  - 第三部 個人的な（岩崎と一対一での）面会・対談や他の相談者との交流について
  - 第四部 女性専用ウェブスペース及び岩崎と連携している女性専用施設とその閲覧室に関する質問・相談・依頼、及び岩崎から女性への逆要請について
- 第八編 法令に基づく表示
- 第一部 「甲乙」の定義
  - 第二部 「各種の著作物」の定義
  - 第三部 国際条約、著作権法およびクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに基づく表示
  - 第一章 クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの適用
  - 第二章 「各種の著作物」ごとのご利用について
    - 第一節 概要
    - 第二節 大学などの研究・教育機関での甲の講義や研究論文中における、乙の著書や乙が寄稿した学術誌（電子書籍を含む）の文章・画像等の利用について
    - 第三節 学術的記述、芸術作品、研究データである各種の著作物のデータの利用について
    - 第四節 ライセンスとしてのオープンアクセス
    - 第五節 プログラムのライセンス
  - 第三章 著作権使用料、ライセンス使用料等の振込について
- 第四部 特定商取引に関する法律に基づく表示
    - 第一章 当表示が適用される当サイト内の特定商取引について（「各種の著作物」が特定商取引に関する法律に規定される通信販売が扱う商品となる場合の限られた条件）
    - 第二章 特定商取引に関する法律に基づく表示
    - 第五部 個人情報保護方針及び個人情報の保護に関する法律に基づく表示
      - 第一章 個人情報の保護及び法令等の遵守について
      - 第二章 個人情報の取得について
      - 第三章 個人情報の利用について
      - 第四章 個人情報の第三者提供について
      - 第五章 個人情報の管理及び安全管理措置について
      - 第六章 個人情報の開示、訂正、利用停止及び消去について
    - 第九編 個別の活動に係る利用者、情報提供者、相談者向けの内容
      - 部規程または注意・留意・表記事項の策定及びその内容
- 第一部 概要
  - 第二部 日本のスピリチュアル・ブーム、脳ブーム、超常現象・オカルト科学ブーム、カルト・新宗教団体等の現状に鑑みた、共感覚等の扱いに関する留意事項
  - 第一章 概要及び科学的事実との関係
  - 第二章 霊能者、霊能業界関係者、スピリチュアリスト、スピリチュアル・カウンセラー等への対応

- 第三章 超能力、靈的現象、スピリチュアル・ブーム、呪術的行為等に関連する出版物や番組の制作・放映関係者への対応
- 第四章 男性読者向けの性風俗関連誌・性風俗関連映像産業等の関係者への対応
- 第三章 統合失調症、不安障害、解離性同一性障害、発達障害、共感覚等、国民間で各種の偏見問題や実在性・信憑性への疑義論争が存在する知覚様態・精神疾患に関する留意事項
- 第四章 精神疾患者等の個人情報扱い、およびDV・暴力・虐待等の加害者への対策について
- 第五章 公的機関の相談窓口や警察等への相談・通報の重要性について
- 第六章 IJCA 及び IJCW の編集・編纂のためのウェブサイト内の女性専用スペース、及び、岩崎純一と連携している各女性専用施設とその閲覧室について
- 第七章 日本共感覚研究会に関する留意事項
- 第八章 超音波コミュニティ東京に関する留意事項
- 第九章 岩崎式日本語に関する留意事項
- 第十章 よくあるご質問と回答

二〇一二年十月十三日 起筆  
二〇一五年五月十三日 改定  
二〇一六年二月十七日 改定  
二〇一六年二月二十一日 公開  
二〇一七年三月二十六日 改定  
二〇一七年九月二十三日 改定  
二〇一八年四月十五日 改定  
二〇一九年七月六日 最終改定

## 第一編 利用者、情報提供者、相談者についての解説

### 第一部 利用者、情報提供者、相談者の定義

以下、利用者とは、岩崎純一のあらゆる著作物または活動の成果物のいずれかを何らかの方法、手段により利用する全ての者をいう。

ここには、単に岩崎宛に学術的情報を提供する情報提供者や、別掲する岩崎の個人メールアドレス宛に心身両面に亘る個人的な情報・相談・私信を送付して岩崎より回答を得る相談者をも含める。

利用者、情報提供者、相談者を合わせて利用者等と総称する。利用者等には、岩崎の著作物または活動の成果物を利用する限り、別途定める全ての協力者、参加者、及び、協力要請者、研究者、実験実施者、出版者をも含める。

但し、岩崎の著作物を利用したり、岩崎に個人的な情報提供や相

談を行ったりした上で、大学での講義の依頼、『全集』の一部の刊行の提案等、具体的な協力要請を行う者は、別途定める協力要請者に、IJCA・IJCF・IJCWの編纂や後述する女性専用施設または閲覧室への協力等、具体的な協力を行う者は、別途定める協力者に含めるものとす

る。

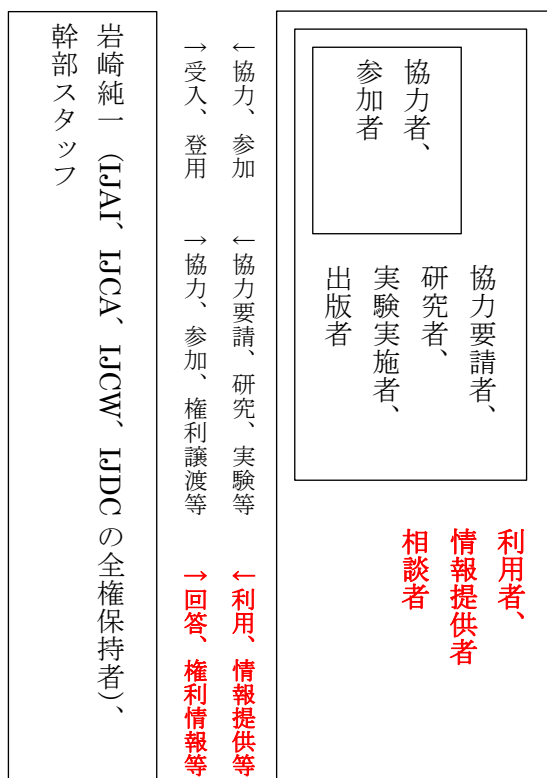
岩崎からの協力要請を受けて岩崎に学術的情報を提供したのみである者は、IJCA・IJCF・IJCWの編纂等の直接的な協力に当たらず、あるいは、本人が岩崎による研究の対象となったわけでもないため、協力者に含めず、情報提供者として利用者等にとどめる。

なお、著作物でない岩崎の作成物（製作物）については、物権、所有権等を岩崎またはIJCIが有しない限り、利用にあたって定めるべき制限がないため、ここでの利用者とは、ほとんど岩崎の知的創作物、著作物の利用者というものと見て差し支えない。

概ね、研究所幹部スタッフは協力者等の一部、協力者等は協力要請者等の一部、協力要請者等は利用者等の一部であり、利用者等は、岩崎への協力が深まるにつれて順次、協力要請者等、協力者等、幹部スタッフへと昇格していく。但し、昇格後の振る舞いに違法性がない限り、降格や追放等の処分はない。

これらの人的分類は、岩崎からの各人に対する協力の程度と内容ではなく、各人からの岩崎に対する協力の程度と内容に基づいている。しかし、岩崎は、協力者等に対する協力・返礼を行っているのはもちろん、協力要請者等からのほとんどの要請・依頼に積極的に応じており、利用者等のみに含まれる者に対しても、内容により協

力を惜しまない。



## 第二部 岩崎純一及びJAIの連絡先、メール等

第二巻に掲載。

## 第三部 利用者、情報提供者、相談者のリスト

非公開である。個別に岩崎まで問い合わせよ。  
利用者のリストについては、利用者の氏名等そのものが原則とし

て（岩崎の著作物を利用したその論文の著者等として）公開事項であるため、問い合わせが次第、リストを提供する。

情報提供者のリストについては、提供可能な部分（氏名等の提供の許可が得られた情報提供者の氏名等）のみを提供する。  
相談者のリストについては、原則として、リストの閲覧希望者が過去の相談者からの相談内容と同一または類似の内容を岩崎に相談した者である場合に、相談者全員のリストから当該内容の相談者のみのリストを抜粋して提供する。

## 第二編 利用者、情報提供者、相談者による利用

### 第一部 利用方法

利用者等は、原則として、日本国の民法・著作権法及び別途本巻で定める各種の規定等を遵守する限り、JCA・JCWに含まれる岩崎純一の製作物・著作物（オープンアクセス・コンテンツ）を無償で、かつ岩崎及びJAIに無断で利用することができる。

但し、第四巻で述べる外部の出版社等によって有料の書籍・刊行物等として刊行された著作物は除く。書店やネット通販等で購入されたい。

外部の刊行者による無料の刊行物（大学出版社による学術誌等）については、岩崎が在庫を所蔵している場合は岩崎から入手することもできる。

JICA・JICWの内容（文章・画像・動画等）を学術論文・サイト・ブログ等他の著作物や媒体に引用する場合は、後述の法令に基づく表示やライセンス事項等に記載する通り、法令やライセンスに従って、JICA・JICWからの引用であること、及び、著作者、著作権者等を明記しなければならない。

また、岩崎の著作物について、各種の規定を逸脱する方法での利用を要望する場合は、必ず岩崎本人に用途や拡大条件の内容を示して個別に許可を得なければならない。

「著作物」及び「岩崎の著作物」の定義は、本巻及び序巻に述べた通りであるが、利用者がこれらを引用・利用する際に、岩崎の独自の著作物部分に従、岩崎が引用・利用した他の著作物の著作物部分を主とする関係において引用・利用する場合、または、岩崎が引用・利用した他の著作物の著作物部分のみを孫引きする場合の是非については、岩崎のほか、随時岩崎以外の当該著作者にも問い合わせよ。

## 第二部 個別の利用許諾を容易に得られる者

次の条件を全て満たす者は、各種の規定を逸脱する方法での個別の利用許可（前述の通り）を容易に得ることができる。

- 実名を提示できる者（提示の手段は、会合における口頭提示、電話、メール、文書等のいずれでも可。）
- 大学等の法人組織に所属する研究者または研究室である場合、

岩崎の著作物を利用する講義や実験の内容、明細を提示できる者

また、岩崎からの個別の利用許可をさらに容易に得るには次の者であることが望ましく、該当者に対しては岩崎は優先的に利用を許可する。

- ソーシャル・ネットワークング・サービス（SNS）のアカウントを有するか、ウェブサイトを運営しているか、その他インターネット上の投稿可能なあらゆるサービスのいずれかを利用して（氏・名の両方を公開して）インターネット活動を行っている者（アカウント名はニックネームであっても、本文中に実名があれば可。）

## 第三部 個別の利用条件が限られる者

### 第一章 個別の利用条件が限られる者

次のいずれかの者は、各種の規定を逸脱する方法での個別の利用許可（前述の通り）の申請を行った際、限られた条件のみが認められるか、利用が認められない。

- インターネット上の投稿可能なあらゆるサービスのいずれか

● を利用している場合、その全てにおいて実名を公表していない者  
● 実名が公になつている者（大学教員など）でありながら、インターネット上では匿名（ニックネームやハンドルネーム）のみで活動している者

● インターネット上で実名と匿名とを不適切に使い分けている者、及びそれらに別々に対応するSNSアカウントを所持している者  
（匿名での公的通報、情報提供、学術的相談、私生活上の相談等は除く。）

● 反社会的、暴力的思想または教義を標榜する政治団体、宗教団体、人権団体の構成員またはそれに類する思想または教義を標榜する者

● 暴力団員、準暴力団員またはそれに類する反社会的、暴力的活動を行っている者

● 前科ある者のうち、刑法第二十七条及び第三十四条の二に定める時間の経過によって刑の言渡し効力が消滅し、刑の言渡しによって失った権利及び資格を復権していない者

## 第二章 イエローリスト、レッドリスト及びブラックリスト

### 第一節 刑事法・民事法における違法行為・不法行為の扱い

次節に述べる各リストに掲載する者は、刑法や特別刑法等の刑事

法が定める犯罪に該当する行為を行い、刑罰を科せられる可能性のある者（科せられた者）と、民法や著作権法等の民事法が定める不法行為や債務不履行に該当する行為を行い、損害賠償を科せられる可能性のある者（科せられた者）の、双方を含む。

また、これらの者は、有罪判決の確定または損害賠償責任の確定の有無にかかわらず、違法性のない不法行為、不法性のない違法行為、民事法に定められる犯罪（著作権法違反等の親告罪を含む）を行った者を含む。

従って、岩崎純一及びJIAIは、違法行為（犯罪を含む）または不法行為を行った者について、これを被告人または被告として刑事訴訟または民事訴訟（損害賠償請求等）を行わない場合でも、リストに掲載し、第二巻から第七巻に定める通りの独自の対応（著作物等使用料及びその延滞金の請求、著作物等の直接の提供の停止、研究協力・講義等の停止・ボイコット、氏名及び違法行為の内容の関係者への周知等）を行うものとする。

次節や第八編の「法令に基づく表示」のみならず、本『全集』全体において、単に「違法行為」や「法律に違反する行為」とある場合は、違法行為、不法行為、債務不履行等の総称とする。

### 第二節 大学教員等各位に対する忠告

JICA・JOCWは、他に多忙な本職を持つ岩崎及びJIAIスタッフが、なげなしの休暇等において払う不断の努力により、そのほとん



どがオープンアクセス・コンテンツとして無償で利用者等に提供されており（岩崎からスタッフに対しては各種の御礼あり）、その有料化・書籍化等の提案の発出は、JICA・JICWを閲覧した協力要請者等（第四巻）の岩崎への評価に委ねるといふ、稀有な特質を有する。

このような特質上、とりわけ、大学その他の教育機関の教員・研究者・職員・学生や企業・研究機関の開発者等が、岩崎の著作物等を、自らの学術的成果や知的発明の成果であると偽って論文・書籍・商品・製品等に利用することは、断じて許されない行為である。

JICA・JICWは、日本の国内法における個人の知的作業の組織化の実験そのものであり、岩崎及びJIAIは、これらが無償で提供する代わりに、これらをめぐる法令違反者に対しては、極めて厳しい措置をとるものである。

### 第三節 リストの作成

岩崎純一及びJIAIは、第二巻から第五巻までに定める「登録されない者」、「協力を受けがたい、または受けられない者」、「個別の利用条件が限られる者」のうち、次の条件を満たす者を掲載したイエローリスト、レッドリスト及びブラックリストを作成する。

但し、第五巻に定める利用者については、利用者による著作物の新規の無断利用を、その利用方法に著作権法上の違法性がない限り、著作者・著作権者が阻止することはできないことから、過去の利用においては著作権法に違反した者であると断じることができる者に

ついても、新規の利用はこれを認める。

● イエローリストへの掲載者は次の通りである。岩崎及びJIAIは、これらの者に対し、違法行為停止を要請する注意・警告を行う。但し、著作権法違反については、その親告罪規定に基づき、その違法行為を岩崎が意図して見逃した場合、あるいは恒常的に容認している場合は、その違反者をイエローリストに掲載しない。また、イエローリストはJIAIスタッフ以外には提供しない。

○ JICAに含まれる岩崎または他の製作者の製作物を、違法性の認識の有無にかかわらず、違法に利用した者のうち、違法行為が軽微である者（民法上の違反）

○ JICAに含まれる岩崎または他の著作者の著作物を、違法性の認識の有無にかかわらず、違法に利用した者のうち、違法行為が軽微である者（著作権法上の違反）

● レッドリストへの掲載者は次の通りである。岩崎及びJIAIは、これらの者について、悪質性の高い者から順次、その者の所属する機関（大学、研究機関、企業等）、公的・公安機関（警察、消費者庁、自治体、保健所等）、関係する公益法人・NPO法人等（著作権管理団体等）、インターネット関連事業者（プロバイダ等）等に通告する。レッドリストは、利用者等、協力要請者等、協力者等から要請があり次第、提供する。

○ イエローリストへの掲載者のうち、岩崎及びJIAIからの

二度以上の注意・警告にもかかわらず、違法行為を継続する者（民法、著作権法上の違反）

○ 岩崎または他の製作者・著作者等に対し、学術的な意見、追認、反論等ではなく、誹謗、中傷、風評、虚偽の捏造による紹介を行う等、侮辱や名誉毀損に該当する可能性のある言動を行った者（刑法、民法上の違反）

○ その他、岩崎、IYI 所員または他の協力者等、協力要請者等、利用者等の権利を著しく侵害し、またはこれらの者に重大な損害を与える者（刑法、特別刑法上の違反）

● ブラックリストへの掲載者は次の通りである。岩崎及び IYI は、これらの者について、前述した著作物の新規の無断利用に対する事実上の容認を除いては、全ての協力要請、協力受け入れ等の交流を停止する。一部の犯罪については、既遂・未遂を問わず、ブラックリストに掲載する。ブラックリストは、利用者等、協力要請者等、協力者等から要請があり次第、提供する。

○ レッドリストへの掲載者のうち、その法令違反の内容が極めて悪質・重大であり、とりわけ刑法犯、特別刑法の犯罪または非親告罪の犯罪に問われうる者

○ 次の者は、直ちにブラックリストに掲載する。

◇ 岩崎または他の製作者の物権・所有権を侵害する等、民法上の損害賠償責任が発生する行為を反復する者

◇ 岩崎または他の著作者の著作物を、著作権を侵害す

る形で複製・販売する等、著作権法に違反し損害賠償責任や不当利得の返還責任が発生する行為を反復する者

◇ 岩崎または他の者に対する言動が、侮辱罪や名誉毀損罪の構成要件を満たす者

◇ 岩崎に協力する女性スタッフに対し、嫌がらせ、暴力行為、性犯罪等を行った者

#### 第四部 例外条件

次の者は、例外的に利用条件を制限されない資格を有する。

● 岩崎純一には実名を提示しているが、日常生活においては、実名の公表が著しく躊躇されるか、自治体、警察、人権保護団体等から実名の公表をしないよう推奨されている、犯罪、暴力、虐待等の被害者

● 岩崎純一と知己の者、交流している巫女等で、実名以外の職階名、社家名、源氏名等を有し、これを用いて生活している者

● 既婚女性であるものの、旧姓で学術活動や職務、SNS、インターネット投稿を行っている者。または、離婚した女性であるものの、一身上の都合により元の夫の姓で同様の活動を行っている者。

#### 第五部 特殊利用者による利用

## 第一章 精神に障害を有する者

精神に障害を有する者は、利用条件を満たす限り、利用者等たる資格を、精神障害を理由としては失わない。

## 第二章 身体に障害を有する者

身体に障害を有する者は、利用条件を満たす限り、利用者等たる資格を、身体障害を理由としては失わない。

## 第三章 一般国民生活とは異なる言語・文字体系、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）

一般国民生活とは異なる言語・文字体系（古語、御所言葉、巫女言葉等）、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）は、利用者たるにあたって、別途定める暦法等の規定に従って、岩崎純一の著作物を利用しなければならない。但し、太陰太陽暦（旧暦）を使用した文芸等、一部の著作物についてはこの限りではなく、利用や岩崎とのデータ交換は古語や旧暦等で行って差し支えない。

## 第六部 海外からの利用

海外に居住する日本人及び日本国籍以外の国籍を有する者（居住地を問わず）は、本巻で述べる利用者等たることができる。

但し、利用者等たるにあたって、本巻で述べる各種の条約や法令の条文や規定、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の各種ライセンスの規定、及び、当該個人が居住する国の法律等を遵守しなければならない。

### 第三編 「岩崎純一総合アーカイブ」(JICA) 及び

#### 『岩崎純一全集』(JJCW) の入手と利用

利用者等は、JICA 及び JJCW を入手し、利用することができる。

但し、JJCW 以外の JICA の内容物は、それらが引用された JJCW の当該部分を入手すること、または、それらの入手・閲覧申請を岩崎に文書（電子メールを含む）で提出し岩崎の許可を得ることによって、入手し利用することができる。

### 第四編 「岩崎純一学術研究所」(JIAI) の利用

利用者等のうち、岩崎より許可された一部の者は、JIAI に関する機密文書を利用することができる。

### 第五編 「岩崎式十進分類法」(JIDC) の利用

利用者等は、JIDCを利用することができる。

## 第六編 JICA及びJICWに関する具体的利用

### 第一部 ウェブサイトの利用

#### 第一章 ファイル等の入手

利用者等は、JIAIのウェブサイトを開覧、利用し、また、同サイトに掲載されているJICA及びJICWの内容物（ファイル等）を開覧し、またはダウンロードして入手し、利用することができる。

これらの多くは、無料オンライン版（オープンアクセス）として提供されている。次のオープンアクセスマークが付与されている著作物等のフォルダまたはファイルは、無料で入手し、利用することができる。



次のクローズドアクセスマークが付与されている一部の著作物等のフォルダまたはファイルは、有料であるもの、無料だが個別の開

覧申込を要するもの、または、一部の関係者のみが閲覧可能であるもののいずれかである。



オープンアクセス及びクローズドアクセスのマーク表示については、第六巻をも参照せよ。

但し、次の場所からのみ閲覧、入手、利用できるコンテンツは一般利用者には提供していない。

- 関連スタッフ各自の自宅
- 第二部に掲げる施設（女子寮、女子学生寮、女性専用シェアハウス、心身障害女性施設、犯罪被害女性施設等）のうち、岩崎が構築したJIAIウェブサイト内の非公開システムへのログインが可能な施設またはそのシステム室

但し、これらの女性専用施設については、当然原則として、女性のみが利用者等たる資格を有する。これらに特別に出入りする男性警備員や、加害者たる男性親族等は、その資格を有しない。

後述する閲覧室を設置した寮母、女性オーナー、女性スタッフは、

システム利用権限を有する利用者たることができる。

なお、岩崎純一は、ウェブサイトのほか、これらの女性専用施設のイントラネット、プライベート・ネットワーク、情報管理システム、システム室の機械的構築及び電子的構築を行い、遠隔管理を含む管理を行う一方で、施設全体及び後述する閲覧室の運営には関与しない。

当サイトの内容（文章・画像・動画等）を学術論文・サイト・ブログ等他の著作物や媒体に引用する場合は、後述の法令に基づく表示やライセンス事項等に記載する通り、法令やライセンスに従って、当サイトからの引用であること、及び、著作者、著作権者等を明記しなければならない。引用の際のご報告は不要であるが、ご報告いただければ、当該著作物を拝見・拝読させていただく次第である。無償での提供部分、とりわけ岩崎の死亡時まで編纂を継続する『JCMW 全集』については、利用者等は、いかなる更新年月日のものをいかなる時点においても無償で利用（閲覧、ダウンロード、印刷、引用等）することができる。

但し、岩崎が当該著作物を改訂・更新し、新版として再びサイトにアップロードする場合、多くは旧版を提供スペース（サーバー）からは削除して新版のみを提供し、その新版の著作物内に更新年月日を記載するのみで、その他の特別な告知は行わない。

しかし当然、利用者が論文等に旧版を引用する場合は（岩崎の活動の変遷等を研究する目的での引用等）、その旧版の文献情報・メタ情報を論文に記載しなければならない。但し、その利用者の論文等

の二次的利用者から旧版の閲覧の問い合わせがあった場合は、岩崎も応じている。その一方、論文執筆者が旧版を逸失した等の場合、論文等の執筆とその評価に関わるあらゆる責任は執筆者が負っており、旧版著作物の著作者である岩崎は責任を有しない。

岩崎が当該著作物を更新し、新版として無償で再提供した時点で、利用者が当該著作物の旧版を紙媒体に印刷して利用するなどしていた場合、新版の印刷の手間や費用及び旧版の処分の手間等は利用者が負担するものとし、印刷代の負担等の要求を岩崎が受けた場合も同様に回答する。

また、当サイトには、前述のシステムとは別に、一般利用者に対してユーザー名・パスワード入力并要求しているコンテンツがある。多くのものは、いずれも「Iwasaki」でご覧いただける。一部、一般利用者にはご覧いただけられないものもある。

サイトのメンテナンスには万全を期しているが、閲覧時の不具合やリンク切れなどを発見された場合はお知らせいただければ幸いです。

なお、当サイトへのリンクはご自由にされたい。トップページでもそれ以外のページでも構わない。バナーをお使いの場合は、次のものをダウンロードし、適宜縮小してお使いいただきたい。バナーへの直リンクはご遠慮いただきたい。



そのほか、サイトのご利用にあたり何らかのご不安やご不明な点がある場合、メールにてご遠慮なくご連絡いただければありがたい。

## 第二章 ウェブサイト内の投稿スペースへの投稿

アーカイブ化以前の旧ウェブサイトにて設置していた電子掲示板 (Bulletin Board System, BBS) は、現在設置していない。

過去の投稿内容の閲覧を希望する者は、個別に岩崎まで問い合わせよ。但し、投稿者が提供不可を指定した部分は、提供しない。

なお、岩崎の投稿部分も、便宜的に本巻の別添資料として、合わせて収録する。

### 一般投稿者用 BBS1

二〇〇九年九月二十三日 設置、公開

二〇一一年六月二十六日 閉鎖準備

二〇一八年六月三十日 閉鎖

閲覧申込を行えば利用可

### 岩崎純一の個人勉強会 BBS

二〇一一年九月五日 設置、一部の利用者のみを提供

二〇一四年一月一日 閉鎖準備

二〇一八年六月三十日 閉鎖

利用は無料だが要ログインであった。

著作権者への問い合わせが必要

### 一般投稿者用 BBS2

二〇一三年八月二日 設置、公開

二〇一六年三月三十日 閉鎖準備

二〇一八年六月三十日 閉鎖

閲覧申込を行えば利用可

## 第二部 閲覧室の利用

利用者等のうち、第三巻に定める協力者、参加者となった者、及び、岩崎より許可された一部の者は、第六巻に定める通り、次の閲覧室や閲覧場所を利用することができる。

### ● IJCA及びIJCWのうちの非公開の製作物・著作物を紙媒体ま

たはウェブサイトにて閲覧できる環境を整備し、これらを居住女性性に提供し、女子教養と女子生活を充実することを目的として、

岩崎に許可を得た寮母、女性オーナー、女性スタッフの手によって、女子寮、女子学生寮、女性専用シェアハウス、心身障害女性施設、犯罪被害女性施設等の内部に設置されている閲覧室や閲覧場所（多くの場合、他の一般図書も閲覧可能な図書室）

但し、これらの女性専用施設については、当然原則として、居住女性を中心とする女性のみが利用者等たる資格を有する。これらに特別に出入りする男性警備員や、加害者たる男性親族等は、その資格を有しない。

閲覧室を設置した寮母、女性オーナー、女性スタッフは、当然利用者等たることができる。

なお、岩崎純一は、ウェブサイトのほか、これらの女性専用施設のイントラネット、プライベート・ネットワーク、情報管理システム、システム室の機械的構築及び電子的構築を行い、遠隔管理を含む管理を行う一方で、施設全体及び閲覧室の運営には関与しない。

無償での提供部分、とりわけ岩崎の死亡時まで編纂を継続するJICW『全集』については、利用者等は、いかなる更新年月日のものをいかなる時点においても無償で利用（閲覧、ダウンロード、印刷、引用等）することができる。

但し、岩崎が当該著作物を改訂・更新し、新版として再び閲覧室にて提供する場合、多くは旧版を提供スペース（イントラネットのNAS等）からは削除して新版のみを提供し、その新版の著作物内に更新年月日を記載するのみで、その他の特別な告知は行わない。

しかし当然、利用者が論文等に旧版を引用する場合は（岩崎の活動の変遷等を研究する目的での引用等）、その旧版の文献情報・メタ情報を論文に記載しなければならない。但し、その利用者の論文等の二次的利用者から旧版の閲覧の問い合わせがあった場合は、岩崎も応じている。その一方、論文執筆者が旧版を逸失した等の場合、論文等の執筆とその評価に関わるあらゆる責任は執筆者が負っており、旧版著作物の著作者である岩崎は責任を有しない。

岩崎が当該著作物を更新し、新版として無償で再提供した時点で、利用者が当該著作物の旧版を紙媒体に印刷して利用するなどしていた場合、新版の印刷の手間や費用及び旧版の処分の手間等は利用者が負担するものとし、印刷代の負担等の要求を岩崎が受けた場合も同様に回答する。

### 第三部 書籍、学術誌、論文の入手と利用

利用者等は、第六巻に定める通り、JICA及びJICWの一部が掲載、収録された書籍、学術誌等入手し、利用することができる。

無料のものは、JICWのウェブサイト上のファイルの閲覧やダウンロード、岩崎への直接の入手申請、それらが頒布されている大学等の教育・研究機関への入手申請によって入手し、利用することができる。

有料のものは、書店やインターネットの通信販売サイト等での購入によって入手し、利用することができる。

限られた部数の刊行物または配布物については、在庫がある限り、岩崎への直接の入手申請によって入手し、同様に利用することができる。

限られた会員等への刊行物または配布物のうち会員等以外の利用者等への提供が可能となったものについても、在庫がある限り、岩崎への直接の入手申請によって入手し、同様に利用することができる。

岩崎の製作物・著作物のうち、外部の刊行者による刊行物等については、当然、校了したもののみが刊行されているのであるから、利用者等が利用できるものは当該著作物の最終形態である。ウェブサイトや閲覧室での提供における旧版と新版の入れ替え作業（前述）は生じない。但し、重版でなく改版である場合は、内容に軽微な変更があることを意味する。

第六巻に述べる通り、岩崎純一から出版権や著作隣接権等の譲渡を受ける契約を締結して岩崎の著作物を別の書籍として販売しようとするなど、岩崎の著作物の利用にあたって岩崎と利害関係が生じうる契約を締結しようとする営利企業や公益・一般法人、その他の法人、またはそれらの使用人（岩崎の書籍の出版社の社員等）は、必ず明確にそのことを書面で示さなければならない。

一方、岩崎の著作物を、無償の学術誌・学会誌の一部やオープンアクセス論文であるネットコンテンツとして、別途定めるクリエイティブ・ライセンス・ライセンス等に従って再配布する者は、岩崎に利用許諾を改めて得る必要がない。

#### 第四部 外部リポジトリの利用

岩崎純一の知的財産・著作物のほとんどは、前述の IJAI のウェブサイトに、閲覧室及び書籍や学術誌にて提供しているが、一部は外部の別のサーバーや施設、配架場所でも重複して（またはそれらの場所のみで）提供されている可能性がある。次のサイトで著者名、書名、学術誌名などで検索されたい。

但し、ここでは一般の書店や通販サイト等、営利目的の販売所の情報は省略する。

岩崎の製作物・著作物のうち、外部の刊行者による刊行物等については、当然、校了したもののみが刊行されているのであるから、利用者等が利用できるものは当該著作物の最終形態である。ウェブサイトや閲覧室での提供における旧版と新版の入れ替え作業（前述）は生じない。但し、重版でなく改版である場合は、内容に軽微な変更があることを意味する。

消費者庁や産業技術総合研究所など、官公庁や政府系特殊法人に提供した学術論文・報告書は、ウェブ上では未公開扱いであると推定されるが、無断で公表された場合、著作権法及び岩崎が別途定めるライセンスに基づき、適切な手段を講ずる。

また、一部の学術誌は、在庫がなくなり次第、国会図書館や、発刊した大学などの研究・教育施設、または岩崎本人への問い合わせ以外の方法では入手できなくなる可能性があるため、留意されたい。



ここには、既に刊行されている岩崎の著作物について、法律及び刊行者と岩崎との契約内容に基づき、岩崎に掲載許可を得たものと見なして岩崎に無断で掲載しているサイト（運営者）、すなわち岩崎の著作権の一部をサイト（運営者）に譲渡する契約について刊行者が代行していると見なしているサイト（運営者）のみを記す。これらは、序巻の引用・参考文献をも構成する。

岩崎から著作権の一部の譲渡を受けた旨の要請を自ら岩崎に対して行い、その契約を岩崎と直接締結し、岩崎の著作物を販売している電子書籍サイト（運営者）等は、第四巻を見よ。

また、岩崎が講義、ゼミ、特別講座、講演、講話会、学術研究・調査、実験協力などを行った大学等も、第四巻を見よ。

〈産学官民連携事業等〉

国立国会図書館主導

<http://www.ndl.go.jp/>

国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）

<http://warp.da.ndl.go.jp/>

国立国会図書館デジタルコレクション

<http://dl.ndl.go.jp/>

近代デジタルライブラリー

<http://kindai.ndl.go.jp/>

…二〇一六年五月三十一日に終了、デジタルコレクションへ統合

カレントアウェアネス・ポータル

<http://current.ndl.go.jp/>

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構（ROIS）

国立情報学研究所（NII）主導

<https://www.nii.ac.jp/>

学術機関リポジトリデータベース（IRDB）

<https://devirdb.nii.ac.jp/>

学術機関リポジトリポータル（JAIRO）

<http://airo.nii.ac.jp/>

…二〇一九年三月末に閉鎖、IRDBへ移行

学術機関リポジトリ構築連携支援事業

<https://www.nii.ac.jp/irp/>

国内の機関リポジトリ一覧

<https://www.nii.ac.jp/irp/list/>

CiNii Articles

<http://ci.nii.ac.jp/>

CiNii Books

<http://ci.nii.ac.jp/books/?l=j>

科学研究費助成事業データベース（KAKEN）

<https://kaken.nii.ac.jp/>

オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）

<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/>

〈情報検索エンジン〉

（いん）

Google <https://www.google.co.jp/>

Google ブックス <https://books.google.co.jp/>

Google Scholar <http://scholar.google.co.jp/>

## 第五部 IJCA・IJCW への自作の収録の要望

第三巻を見よ。

第七編 岩崎純一の外部活動（講義、フィールドワーク等）の成果  
の利用、及び、岩崎への心身両面に亘る私的な情報提供及  
び相談について

第一部 岩崎純一の公的な外部活動（大学での講義等）の成果の  
利用について

利用者等は、岩崎純一による大学、研究機関、各種施設における  
講演、講義、授業、講話会、座談会または屋外活動、フィールドワ  
ーク等の成果を利用することができる。

第二部 メール、手紙等での個人的な情報提供・相談・質問等に

二〇〇四年一月十日 起筆  
二〇〇四年四月二十四日 公開  
二〇一七年十月十六日 改定  
二〇一八年四月十九日 最終改定

利用者等は、別掲する岩崎の個人メールアドレス宛に心身両面に  
亘る個人的・私的な情報・相談・体験談・私信を送付し、その内容  
が比較的簡易なものである限り、岩崎より無償で回答を得ることが  
できる。

とりわけ相談が集中している分野としては、精神障害や神経症性  
障害等の精神病理学分野、心理学分野、各種の社会問題、共感覚・  
五感等の知覚分野、哲学、芸術、言語の分野が挙げられる。

これまでの活動総覧（著作・執筆、講義・ゼミ・特別講座・講演・  
講話会・学会発表、研究・論文・実験協力、総合学術・総合芸術活  
動、学術・芸術サークル活動、メディアへの取材協力等）は、第一  
巻を参照いただきたい。

岩崎純一の学術活動は、小さな個人学術サイト「岩崎純一のウェ  
ブサイト」として始まり、発展してきた。公式メール（学術関係、  
仕事のご依頼等）と同じく、個人メール（相談、質問、私信等）に  
についても、現在も当時と変わらず、随時受け付けている。詳しい留  
意事項等は別途記載したので、参照されたい。

個人メールには、公式メールにお書きいただくような内容（学術関係、仕事のご依頼等）が含まれていても差し支えない。

### 第三部 個人的な（岩崎と一対一での）面会・対談や他の相談者との交流について

二〇〇四年一月十日 起筆  
二〇〇四年四月二十四日 公開  
二〇一七年十月十六日 改定  
二〇一八年四月十九日 最終改定

利用者等のうち、前掲の心身両面に亘る相談の回答を岩崎より得た者は、岩崎と一対一での面会・対談を申し込むことができる。

またその後、複数回に亘る岩崎または幹部スタッフとの面会・対談を経て、岩崎の許可を得られた者は、別に定める協力者、参加者、及び、すでに岩崎と交流のある他の相談者等が出席する「岩崎純一学術研究所幹部会」に参加することができる。会費はなく、交通費・食費等のご自身の実費のみをご負担いただくこととなる。

このうち、協力者、参加者への登用条件を満たす者には、登用のための必要書類を送付する。

### 第四部 女性専用ウェブスペース及び岩崎と連携している女性専用施設とその閲覧室に関する質問・相談・依頼、及び

#### 岩崎から女性への逆要請について

ITAIのウェブサイト内に設置した女性専用ウェブスペース、及び、岩崎の著作物を閲覧できる端末を設置するか同著作物を図書として配架する閲覧室を有する女性専用施設、及びその閲覧室に関するご質問・ご相談・ご依頼は岩崎までお送り願いたい。

また、第二巻及び第五巻の個別の活動に定める通り、協力要請者等または利用者等のうち特に聡明な女性については、岩崎から依頼・要請の上、同ウェブスペース及び閲覧室への協力者または運営者として登用することがある。

### 第八編 法令に基づく表示

二〇一二年十月十三日 起筆  
二〇一二年十月二十日 公開  
二〇一七年九月二十三日 最終改定

#### 第一部 「甲乙」の定義

当ページに記載する「甲」および「乙」とは、下記を意味するものとする。

◆ 甲・・・乙の著作物を日本国の著作権法及び後述の規定等の範囲

内において無償で、または乙に無断で利用するか、または、乙の著作物の購入・使用を要望し、これらの事実が明記されている見積書を乙より受領し、注文書を乙に送付し、納品書及び請求書を乙より受領するなどして、著作物の対価として、乙に対し著作権使用料（著作物使用料）、購入代金等の名目で金銭を支払い、領収書を受領する法人または団体または個人

◆ 乙・・・岩崎純一（コンテンツやサービスの提供者）及び岩崎純一 学術研究所

## 第二部 「各種の著作物」の定義

以下に記載する「各種の著作物」とは、乙の著作物の全部をいい、以下がその例示である。

◆ 講義、ゼミ、特別講座、講演、講話会、学術研究・調査、実験協力などの際に制作・使用した著作物（電磁氣的記録データを含む）、知覚・共感覚に関する著作物（電磁氣的記録データを含む）、和歌・和歌集・歌道に関する著作物（電磁氣的記録データを含む）、岩崎式日本語・岩崎式英語などの人工芸術言語やその他の言語学的著作物（電磁氣的記録データを含む）、音楽（電磁氣的記録データを含む）、サイトに掲載した文章・画像・音声・動画、HTMLソースや動的プログラムなどのプログラミング・形式言語の記述、

著書（電子書籍を含む）や学術誌などの媒体に掲載された著作物（文章・画像など。出版社が権利を有する装丁・表紙・奥付などは除く）等、乙による全ての著作物

◆ 「乙の著作物」の定義は、序巻に述べる定義に従う。

## 第三部 国際条約、著作権法およびクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに基づく表示

### 第一章 クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの適用

岩崎純一は、日本国の著作権法、ベルヌ条約・TRIPS協定等の国際条約・法の遵守を利用者に要求すると共に、これら以外の任意のライセンスやポリシーの最重要のものとして、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを各著作物に適用する。

岩崎純一の著作物は、日本国の著作権法、ベルヌ条約・TRIPS協定等の国際条約・法、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の規定の範囲内で提供されるが、利用者もこれらの規定の範囲内で利用しなければならない。

■ クリエイティブ・コモンズ

<https://creativecommons.org/>

■ クリエイティブ・コモンズ・ジャパン

<http://www.creativecommons.jp/>



乙の各種の著作物は、別巻に定める通りの特記事項の記載が当該著作物の前書きにない限り、日本国の著作権法、ベルヌ条約・TRIPS協定等の国際条約・法、クリエイティブ・コモンズ表示・非営利・改変禁止 4.0 国際ライセンス (CC BY-NC-ND 4.0) 等の下に提供される。

■ クリエイティブ・コモンズ 表示・非営利・改変禁止 4.0 国際ライセンス (CC BY-NC-ND 4.0)

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>

■ CC バージョン 4.0 表示―非営利―改変禁止リーガルコード

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/legalcode.ja>

■ 同コモンズ証

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>



乙の各種の著作物の一部は、日本国の著作権法、ベルヌ条約・TRIPS協定等の国際条約・法、クリエイティブ・コモンズ表示・非営利・継承 4.0 国際ライセンス (CC BY-NC-SA 4.0) 等の下に提供される。

■ クリエイティブ・コモンズ 表示・非営利・継承 4.0 国際ライセンス (CC BY-NC-SA 4.0)

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/deed.ja>

■ CC バージョン 4.0 表示―非営利―継承リーガルコード

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/legalcode.ja>

■ 同コモンズ証

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/deed.ja>



これらの各種の著作物の多くは、乙のウェブサイト

(<https://iwasakijunichi.net/>) 上に存在する。

著作物の利用についての不明点や、これらのライセンスで許諾される範囲を超えた利用の可能性については、メールにて相談されたい。

## 第二章 「各種の著作物」のご利用について

### 第一節 概要

前述の通り、乙の各種の著作物は、別巻に定める通りの特記事項（有料等の情報）の記載が当該著作物の前書きにない限り、著作権の規定およびクリエイティブ・コモンズ表示・非営利・改変禁止 4.0 国際ライセンス (CC BY-NC-ND 4.0) の範囲内で利用できるものとする。

但し、著作物ごとに特徴的な引用・転載・改変・再配布等については、以下の通り、取り決めるものとする。

また、有料の著作物については、後述の通り著作権使用料やライセンス使用料として、対価・代金をお支払いいただく必要がある。

なお、出版社等が「印税」と通称する概念についても、著作権法等の法令に基づき、著作権使用料の一種であると解する。

### 第二節 大学などの研究・教育機関での甲の講義や研究論文

中における、乙の著書や乙が寄稿した学術誌（電子

書籍を含む）の文章・画像等の利用について

乙が著作権を有する文章・画像等であっても、著書や学術誌に掲載されたそれらの利用の際の不明点については、出版権や著作権隣接権を有する出版社にも問合せをされたい。但し、著作権法の範囲内での利用（引用等）の場合は、著作権者および出版権者への報告なく、乙の主張するライセンスに従うのみで（著作者の明示、非営利目的、無改変の三点のみで）足りる。

乙の著書や乙が寄稿した学術誌（電子書籍を含む）の文章・画像等の一部または多くの部分を、著作権法の引用についての規定を越えた範囲で利用・出版しようとしたり、紙媒体や電磁的媒体に大量にコピーし学生に配布したり研究論文中使用したりする場合は、出版社にも乙にも問い合わせる必要がある。

（元より装丁・表紙・奥付等については、CCライセンスとは無関係に出版社やデザイナーが権利を有するため、専ら出版社に問合せをされたい。）

### 第三節 学術的記述、芸術作品、研究データである各種の著作物のデータの利用について

学術的記述、芸術作品、研究データである各種の著作物ごとの引用・転載・改変・再配布等についての詳細は、以下の通りとする。

講義、ゼミ、特別講座、講演、講話会、学術研究・調査、実験協

力などの際に制作・使用した著作物（電磁氣的記録データを含む）、知覚・共感覚に関する著作物（電磁氣的記録データを含む）、和歌・和歌集・歌道に関する著作物（電磁氣的記録データを含む）、岩崎式日本語・岩崎式英語などの人工芸術言語やその他の言語学的著作物（電磁氣的記録データを含む）、サイト内の全てのコンテンツのうち、クリエイティブ・コモンズ表示・非営利・継承 4.0 国際ライセンス（CC BY-NC-SA 4.0）が適用されているものについては、著作物たるこの氏名（岩崎純一）および出典・引用元（ウェブサイトの URL：<https://iwasakijunichi.net/>）を記載またはリンクし、非営利目的で、かつ元の著作物と同じ組み合わせの CC ライセンスで公開する限り、引用・転載・改変・再配布等ができるものとし、乙への報告の必要もないものとする。

また、元のデータへのリンクや元のデータが掲載されたウェブページへのリンクは、乙への報告なくいかなる外部のウェブページにも設置できるものとする。

判断が難しい場合は相談されたい。

#### 第四節 ライセンスとしてのオープンアクセス

乙の著作物の多くは、次のオープンアクセスとして無料で提供される。これは、乙の著作物の利用者等に認められるオープンアクセスのライセンスであることをも意味する。

● オープンアクセス（乙の著作物の多くに適用）

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AE%E3%83%BC%E3%83%97%E3%83%B3%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%B2%E3%82%B9>



乙の著作物の一部は、クローズドアクセスとして提供される。これは、有料であるもの、無料だが個別の閲覧申込を要するもの、または、一部の関係者のみが閲覧可能であるものいずれかである。詳細は個別に問い合わせよ。

● クローズドアクセス（乙の著作物の一部に適用。）





## 第五節 プログラムのライセンス

このプログラムの著作物の一部は、次のライセンスやポリシーの下に提供される。

- GPL（このプログラムの著作物の一部に適用）

<https://www.gnu.org/licenses/gpl.html>



### 第三章 著作権使用料、ライセンス使用料等の振込について

著作権使用料、ライセンス使用料等が発生する場合は、指定の口

座へのお振込をお願い申し上げます次第である。

これらをお支払いいただく必要のある利用者等には、本研究所の情報（所在地、電話番号等）及び金額、振込先等を明記した請求書（書面または電磁的記録による書面）を発行する。また、お支払い前後の各段階及びご要望に応じて、契約書、納品書、領収書等も随時発行する。

なお、出版社等が「印税」と通称する概念についても、著作権法等の法令に基づき、著作権使用料の一種であると解する。

（第三巻に述べる通り、ご寄付を要望される場合も、同口座へのお振込をお願い申し上げます次第である。）

- ◆ 各銀行、ゆうちょ銀行（従来の郵便振替と同様の方法）

口座番号 ●●●●●●●●（ご連絡を頂いたのちに提示。）

口座名義 ●●●●●●●●（ご連絡を頂いたのちに提示。）

### 第四部 特定商取引に関する法律に基づく表示

第一章 当表示が適用される当サイト内の特定商取引について

（「各種の著作物」が特定商取引に関する法律に規定される通信販売が扱う商品となる場合の限られた条件）

乙が提供するコンテンツやサービスのうち、同法に基づく表示が適用されると考えうる取引（特定商取引）は、下記の通りである。



▼ 乙に対する新たな著作物の制作の依頼者たる甲や乙の既存の著作物の使用料・購入費の負担者たる甲との間に当該著作物について発生した金銭の授受の契約の締結および金銭の授受の意思表示が、甲乙間の対面を伴わず、電子メールの送受信や契約書面の郵送のみによって行われ、かつ当該著作物を明らかに「商品」、甲が支払う対価を明らかに「購入代金」と見なしうる取引（「通信販売」と解釈できる商取引）

甲が乙に支払うべき対価が、謝礼、報酬、講演料、実験協力費、印税、制作料、和歌詠進料、作曲料、著作物使用料などである全ての取引は、特定商取引には該当しないものと解され、この利用者についての項ではなく協力要請者についての項で解説するものである。従って、別途解説する次の活動に伴う甲乙間の取引に関して、乙に対する甲の金銭の支払方法が当該解説における「購入」や「買い取り方式」である場合のみが、特定商取引に該当する可能性がある」と解されうる。

- 乙が甲に依頼した学術関係の事業活動のうち商取引の性質の著しいもの
- 乙の特定の著作物（和歌や楽曲等）の甲による購入・使用や、乙が甲に依頼した特定の著作物の制作（和歌の制作や楽曲の作曲・編曲等）

但し、乙の講義や執筆活動や著作物（和歌や楽曲）の提供に伴う甲乙間の金銭の授受の形態（「謝礼」となるか、「印税」となるか、「著作権使用料」となるか、「購入費」となるか等）を、甲乙間の電子メールまたは郵送物によるやり取りの開始までに確定することは不可能であり、大学等における講義の依頼等の場合は、特定商取引（通信販売等）と見なすことが困難であるばかりか、依頼した甲（法人や個人）がその事業所の所在地・電話番号を、法令に従って、乙のそれらに先立って乙に提示することが義務付けられているため、乙の事業所の所在地・電話番号については事前に公示せず、専ら乙が発行する見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等に記載する。

乙の講義、ゼミ、特別講座、講演、講話会、学術研究・調査、実験協力や乙の各種の著作物の制作・使用について甲が乙に支払うべき対価の種別とその取引方法は、極めて多岐に渡るほか（謝礼、報酬、講演料、実験協力費、印税、制作料、和歌詠進料、作曲料、著作物使用料等）、法令以外に、講演等の依頼者たる大学・研究機関等の法人・団体の謝礼規程などに束縛されるため、対価の種別及び取引方法を個別具体的に記載した契約書面を締結して取引等を行うものとする。甲は、必ず該当する法令および甲が所属する法人・団体の内部規程を乙との取引に適用し、かつ厳守しなければならない。

## 第二章 特定商取引に関する法律に基づく表示

▼現在の事業者名

岩崎純一

岩崎純一学術研究所 (IJA)

▼旧事業者名

岩崎純一（主たる事業者名）

岩崎式日本語研究会（非法人）

大日本帝国陸軍岡山歩兵第10連隊・岡山近衛兵将校子孫会（非法人）

余情会（非法人）

日本共感覚研究会（非法人）

超音波知覚者コミュニティ東京（非法人）

IJA ART MUSIC（非法人）

岩崎純一さんのお話を聴く会（非法人）

続 岩崎純一さんに会いたい会（非法人）

岩崎純一さんとの合同勉強会（非法人）

コンフィデンシャル・レディース東京（非法人）

▼代表者氏名

岩崎純一

▼事業所の所在地・電話番号

乙の講義や執筆活動、著作物の提供に伴う甲乙間の金銭の授受の形態（「謝礼」となるか、「印税」となるか、「著作権使用料」となるか、「購入費」となるか等）を、甲乙間の電子メールまたは郵送物によるやり取りの開始までに確定することは不可能であり、大学等における講義の依頼等の場合は、特定商取引（通信販売等）と見なすことが困難であるばかりか、依頼した甲（法人や個人）がその事業所の所在地・電話番号を、法令に従って、乙のそれらに先立って乙に提示することが義務付けられているため、乙の事業所の所在地・電話番号については事前に公示せず、専ら乙が発行する見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等に記載する。

この「不可能な公示」の「記載の省略」は、特定商取引に関する法律における、販売価格・送料を含めて商品等を購入する際に、消費者が負担する費用を全部表示しない（できない）場合にそれ以外の項目の一部を省略できる規定に基づく。

但し、別途解説する次の活動に伴う甲乙間の取引に関して、乙に対する甲の金銭の支払方法が当該解説における「購入」や「買い取り方式」である場合、依頼・申込後の電子メールの返信または見積書の提供時または正式の契約書面の締結時に、乙の主たる事業所の所在地、電話番号等を甲のそれらに先立って、かつ遅滞なく提供するものとする。

（電子メールでの提供は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の規定に基づくものとする。）

● 乙が甲に依頼した学術関係の事業活動のうち商取引の性質の著しいもの

● 乙の特定の著作物（和歌や楽曲等）の甲による購入・使用や、乙が甲に依頼した特定の著作物の制作（和歌の制作や楽曲の作曲・編曲等）

▼ 商品の販売価格

乙の講義や執筆活動、著作物の提供に伴う甲乙間の金銭の授受の形態（「謝礼」となるか、「印税」となるか、「著作権使用料」となるか、「購入費」となるか等）を、甲乙間の電子メールまたは郵送物によるやり取りの開始までに確定することは不可能であり、大学等における講義の依頼等の場合は、特定商取引（通信販売等）と見なすことが困難であるばかりか、依頼した甲（法人や個人）がその事業所の所在地・電話番号を、法令に従って、乙のそれらに先立って乙に提示することが義務付けられているため、乙の事業所の所在地・電話番号については事前に公示せず、専ら乙が発行する見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等に記載する。

この「不可能な公示」の「記載の省略」は、特定商取引に関する

法律における、販売価格・送料を含めて商品等を購入する際に、消費者が負担する費用を全部表示しない（できない）場合にそれ以外の項目の一部を省略できる規定に基づく。

音楽ファイル等、販売価格またはその相場が決定している場合のみ、各種の著作物の該当箇所に記載する。

▼ 代金の支払い方法、支払いの有効期限

ゆうちょ銀行（従来の郵便振替と同様の方法）、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行

各種の著作物により、支払いの有効期限が異なる。依頼・申込後の電子メールの返信時または見積書の提供時または正式の契約書面の締結時に遅滞なく提供する。

（電子メールでの提供は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の規定に基づくものとする。）

▼ 商品の引き渡し時期

各種の著作物の在庫（コピー可能な電磁氣的記録データを含む）がある場合は、その旨を電子メール等で通知し、契約内容に従って、依頼・申込後かつ振込の前に遅滞なく発送、または振込を確認した

後に遅滞なく発送する。詳細は各種の著作物の解説にて確認された  
い。

各種の著作物の新作の制作の場合は、振込前の制作となるか振込  
後の制作となるかは著作物により異なる。詳細は各種の著作物の解  
説に記載しているか、または依頼・申込後の電子メールの返信時ま  
たは見積書の提供時または正式の契約書面の締結時に遅滞なく提供  
する。

（電子メールでの提供は、書面の交付等に関する情報通信の技術の  
利用のための関係法律の整備に関する法律の規定に基づくものとす  
る。）

▼商品代引き以外の費用

各種の著作物により送料及び振込手数料が異なる。送料は、多く  
の場合は乙が負担し、振込手数料は、ゆうちょ銀行の振替（旧郵便  
振替）のうち乙が手数料を負担することとなる仕様の振替用紙を同  
封することが可能な著作物の場合は乙が負担し、それ以外のゆうち  
よ銀行の振替（郵便振替）及び銀行振込の場合は依頼者・申込者が  
負担するものとする。

これらは、依頼・申込後の電子メールの返信時または見積書の提  
供時または正式の契約書面の締結時に遅滞なく提供する。

（電子メールでの提供は、書面の交付等に関する情報通信の技術の  
利用のための関係法律の整備に関する法律の規定に基づくものとす

る。）

▼返品についての特約事項

各種の著作物により返品の可能性が異なる。次は、その例示列挙  
である。

知覚・共感覚を色彩的に表現した画像や動画、和歌を綴った紙面、  
人工芸術言語文により記述した紙面、音楽が収録されているCD等、  
有体物に化体した著作物については、不良品は返品可能である。但  
し、購入者である甲の過失によって商品に瑕疵が生じた場合は、返  
品はできないものとする。

和歌（文字の並び方そのものの購入）、人工芸術言語文（言語文の  
購入）については、返品が不可能である。（文字の並び方や言語が購  
入者である甲のパソコンのHDDなどの記録媒体に完全に到達し保  
存されている限り、返品はできないが、乙はその文字や言語の消去・  
破棄を要求しない。）

音楽データについては、データ破損がない限り、返品が不可能で  
ある。（データが購入者である甲のパソコンのHDDなどの記録媒体  
に完全に到達し保存されている限り、返品はできないが、乙はその  
データの消去・破棄を要求しない。）

▼返品に対する有効期限

七日以内

## 第五部 個人情報保護方針及び個人情報の保護に関する法律に

### 基づく表示

#### 第一章 個人情報の保護及び法令等の遵守について

乙の活動（電子メールの送受信などを含む）により乙が知り得た甲の個人情報は、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、これらに基づき、責任を持って保護または利用するものとする。

#### 第二章 個人情報の取得について

乙は、あらゆる甲の個人情報について、適法かつ公正な手段によって取得する。

#### 第三章 個人情報の利用について

乙は、甲の個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内において、活動の遂行上必要な場合に限り利用する。

乙は、甲の個人情報をその研究所内の人員で共同利用する場合には、乙の代表者かつ責任者である岩崎純一が個人情報の安全管理保持のため必要かつ適正な監督を行う。

#### 第四章 個人情報の第三者提供について

JICA 及び JICW に掲載している甲の個人情報は、次のいずれかのみである。

- 乙が甲の各個人に掲載を要望する旨の書面（電子メールを含む）を送付し、甲の各個人より掲載の許可が得られたもの
- 甲の各個人より乙に対し、掲載を自ら希望する旨の意思表示があったもの
- すでに他の書籍やサイト等の媒体で公表され、不特定多数の閲覧者によって、公益または公益の目的で閲覧・共有されているもの
- 法令に基づいて提供されているもの
- 法令に定める手続きに従って提供されているもの

#### 第五章 個人情報の管理及び安全管理措置について

乙は、知り得た甲の個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理する。

とりわけ、個人情報の改竄、紛失及び漏洩等を防止するため、不正アクセスやコンピュータウイルス等のマルウェアに対する適正な情報セキュリティ対策、及び、個人情報を持ち出し外部へ送信すること等による漏洩を防止するための対策を講じ、当時点において最

新の安全管理機器及び安全管理ソフトを導入する。

## 第六章 個人情報の開示、訂正、利用停止及び消去について

乙は、甲の本人が自己の個人情報について、開示、訂正、利用停止、消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの請求を乙に対して行った場合、乙は速やかに対応する。

## 第九編 個別の活動に係る利用者、情報提供者、相談者向けの内部

### 規程または注意・留意・表記事項の策定及びその内容

- 二〇一二年十月十三日 起筆
- 二〇一二年十月二十日 公開
- 二〇一五年五月十三日 改定
- 二〇一七年六月十日 改定
- 二〇一七年九月二十三日 最終改定

## 第一部 概要

本項には、JIAIのウェブサイト上のIJCA、JICWを閲覧した利用者が岩崎純一宛にメールの送信等の問合せを行うにあたり、ご参照いただくことが望ましい内容を記載する。

これらは、昨今の日本におけるいじめ・虐待・暴力事件や労働問

題、精神疾患・共感覚関連産業の実態、ウェブサイトの運営に伴い実際に発生した悪質事案への対応状況、及び精神疾患・共感覚などに関する現在の学術的知見に鑑みて記載するもので、適宜参照されることを所望するものである。

## 第二部 日本のスピリチュアル・ブーム、脳ブーム、超常現象・

オカルト科学ブーム、カルト・新宗教団体等の現状に鑑みた、共感覚等の扱いに関する留意事項

## 第一章 概要及び科学的事実との関係

岩崎純一の活動が扱っている「共感覚」は、超能力・霊能力・宗教的能力・呪術的行為・超常現象等の一種ではない事実をここに申し述べる。

昨今、以下に例示列挙する個人または出版物（出版社）・テレビ番組（テレビ局）等によって一般国民に向けて使用・放映等がされているところの各種の未証明事項（超能力・超常現象・霊能力・霊視能力・宗教的能力・スピリチュアルな力・透視能力など）の实在性の有無、及び、（实在することを仮定した場合の）それらの未証明事項と（生理学・心理学・神経科学等の分野で実証されている、岩崎を含めた共感覚者の）共感覚との関連については、日本と同じくスピリチュアル・ブーム、脳ブームが過熱している欧米諸国においても、専門家によって学術レベルで研究が進められているものである。

しかしながら、少なくとも、著書等の岩崎の活動において紹介・論述した岩崎の有する各種共感覚は、これらの未証明事項に該当するものではない事実が検証実験等によって明らかとなった旨、ここに報告する次第である。

これらの未証明事項と岩崎の有する共感覚（及び一般共感覚者の共感覚）との違いについては、各分野の専門家による解説書をはじめ、著書にも詳しく記述してあるため、事前に一読・参照されたい。

これらのことに鑑み、次に挙げる人物または団体からの協力の申し出、協業の提案、協力要請、取材申込等については、内容を一読した上で、次に記載した一部の例外を除いては、原則として拒むものである。

## 第二章 霊能者、霊能業界関係者、スピリチュアリスト、スピリチュアル・カウンセラー等への対応

現在の日本においては、公的資格等はなく、いずれも自称の者と位置付けられている者をいう。学術的意義に鑑みただで、岩崎よりの返信の可否を判断するものである。

但し、文化人類学・精神医学・宗教学分野等で言及されている「古代巫女における霊的体験・解離性障害の実在性」等、学術的意義に関わるものについては、これまでも積極的に多くの議論を行っており、岩崎は肯定的に検討するものである。

## 第三章 超能力、霊的現象、スピリチュアル・ブーム、呪術的行為等に関連する出版物や番組の制作・放映関係者への対応

一般読者・視聴者に対して共感覚に関する現在の学術的知見を誤謬かつ歪曲なく伝達する目的を有する出版物や番組内容であると判断される場合のみ、取材に協力する。その場合、各出版社・日本放送協会（NHK）・民放各局からのいずれの取材にも、可能な限り辞退なく応じる。

また、標記のごとき出版物や番組であっても、超能力・霊能力等を作為的・扇動的に扱うのではなく、「スピリチュアル・ブームの日本国民における現在の蔓延状況の是非の議論を共感覚の観点から行う内容の番組制作」等、一般に取材対応を肯定的に検討することが望ましい有意義な依頼案件である場合は、依頼者は可能な限り詳しい内容を記載した上で岩崎に問合せを行えば、岩崎は返答を拒むものではない。

## 第四章 男性読者向けの性風俗関連誌・性風俗関連映像産業等の関係者への対応

主に二冊目の著書に記した「女性の排卵等に色や音が見える」共感覚または JICA 及び JICW に登場する各女性の性被害、性問題、霊感商法被害等に関して、これらの関係者からの取材・記事掲載・

出演等の依頼が増加しているが、特殊な事情のない限り、原則として拒むものである。

「特殊な事情」とは、公的機関や民間の人権団体等が前述の被害の調査研究を行う際や、作家が岩崎または各女性をモデル・主人公とした文学性・医学的信憑性の高い小説を執筆する際等に、岩崎がインタビューを受け、または被害者の同意のもとで情報を提供するなどが挙げられる。

### 第三部 統合失調症、不安障害、解離性同一性障害、発達障害、

共感覚等、国民間で各種の偏見問題や実在性・信憑性への疑義論争が存在する知覚様態・精神疾患に関する留意事項

JICA 及び JICW は、一般多数の国民にとっては必ずしもその実在を信ずることが容易ではない稀有な知覚の保持者の例や精神疾患の発症例を多く扱っており、協力者、協力要請者、利用者にもこれらの知覚の保持者や精神疾患の発症者が多く含まれる。

また、これらの保持者・発症者と岩崎との交流や、これらの人々の居住・収容施設（特別支援学校・精神病棟・DVシェルター・女子精神障害者専用シェアハウス等）での見聞をもとに作成している著作物を多く含む。

とりわけ、解離性同一性障害等、一部の症状については精神科医・心療内科医の中にもその実在性に対する疑義の主唱者も存在し、疾

患を虚偽であると報告したり患者の虚言・演技を主張したりする場  
合が見られるため、岩崎としての方針及び立場を明確にしておく必  
要があると考ええるものである。

JICA 及び JICW を利用するにあたり、以下の記載を適宜参照さ  
れ、岩崎の立場をご理解いただければ幸甚である。

#### ▼ 岩崎純一の方針及び立場

● JICA 及び JICW にて紹介している標記の知覚様態や精神疾患  
は実在している。

● 一般に特に実在が疑われている以下の神経症性の症状は実在  
している。（患者本人が主張する自我の分裂・崩壊・変容等の症  
状のうち、虚偽・演技ではなく真正のものが存在する。但し、虚  
偽記憶・演技性人格障害等によって捏造・創作された記憶・エビ  
ソードは除く。）

○ 解離性同一性障害（旧多重人格障害）、解離性健忘、解離性  
遁走、解離性知覚脱失、PTSD、複雑性 PTSD 等

● 岩崎は、JICA 及び JICW にて紹介している標記の知覚様態や  
精神疾患の保持者を不当に差別しない。

● 岩崎への問合せは、JICA 及び JICW にて紹介している各々の  
知覚様態や精神疾患の保持者の実在を疑う利用者や、これらに対  
して差別的・偏見的な感情・見解を有する利用者からも同様に受  
け付けているが、児童虐待・暴力行為・名誉棄損等の明らかに重  
大な犯罪・違法行為を岩崎が発見した場合には、自治体、警察等



所定の機関に通報する。

#### 第四部 精神疾患患者等の個人情報扱い、およびDV・暴力・虐待等の加害者への対策について

精神病理学・精神疾患研究関連の巻の「精神疾患患者等の個人情報扱い」、及び「DV・暴力・虐待等の加害者への対策について」を見よ。

#### 第五部 公的機関の相談窓口や警察等への相談・通報の重要性について

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告は、「児童虐待の防止等に関する法律」に規定のある通り、権利ではなく義務であることに注意されたい。

岩崎のもとには、その活動が扱う知覚様態や精神疾患の多様さから、様々な個人からの相談・質問が受信される。

例えば、発達障害・アスペルガー症候群・学習障害、共感覚・直観像記憶などの特殊な知覚・能力、身体表現・運動機能の障害を持つ子・学生・成人等が受けた、教師・友人・職場の同僚等からのいじめ・虐待・暴力被害について、本人・親からの相談を多々受ける。保育士・幼稚園教諭による児童への暴言・暴行についての親からの相談も同様に多い。

あるいは、親自身がそのような（周囲の定型発達の子供・人間の能力に追従・協調することができない）我が子に憤りを覚えて、虐待しそうである、または虐待しているとの相談も、親本人や、その親子の知人・友人などから受ける場合も増加している。これは、加害者が自身で自身を、あるいは周りの人間が加害者を、止めようとしても止められないため、ともかくネット上でこれらの問題を扱っている人物に助けを求めようという姿勢の表れだろう。

児童期についての具体的な相談として目立つのは、発達障害児、共感覚を持つ児童、身体表現の場（演劇発表会・合唱等）や運動・体育（球技等）が苦手な児童に対して、教師や友人が仲間はずれや無視・嘲笑・見学の強要等の不当な制裁を加えている場合である。

あるいは、成人からの相談も、夫やパートナーからの暴力を受けている女性からの相談や、パワハラ、セクハラ、強制わいせつ等の被害者からの相談、配偶者の子育て放棄・不倫・風俗通いについての相談など、岩崎が扱うありとあらゆる様々な分野について問合せを受信しているものである。

岩崎は、疑いようもなく、このように隠蔽されがちなテーマを積極的に扱い、実状をあらわにしようと試みている立場ではあるが、扱うことができない分野領域というものも当然抱えているものである。

簡潔に述べるならば、通報が有効な結果を生む（すなわち、加害者が直ちに逮捕・起訴されることが容易に予想される）刑法上の事案ではないこと、特に民事（特に夫婦・恋人間の私的な問題）に関

わることがそれに当たると言えるが、そうではない場合も、扱いが困難な場合が多々あるものである。

例えば、学校、職場、インターネット上（掲示板、学校の裏サイト、まとめサイト、LINE など）で発達障害者や共感覚者が名指しで罵倒・侮辱された結果、登校拒否や通勤不能に陥った場合に、名誉棄損罪や侮辱罪が成立するかどうかは、判例が皆無であり、その点は不明であると言うほかない。

但し、それらの障害や知覚を被害児童・被害者が保持していることを加害の理由とするかしないかに関わらず、児童への虐待・暴行や、被害者が（岩崎が解説しているがごとき）精神疾患に陥るほどの身体的・心的・性的暴行など、極めて緊急性・違法性・犯罪性の高い事案については、まずは被害者自身、（虐待・暴行をやめようとしてもやめられない）加害者自身、または周囲の人間が、岩崎に問い合わせる以前に、公的機関に相談・通報すべきであると考ええる。とりわけ、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通報は、「児童虐待の防止等に関する法律」に規定のある通り、任意の権利ではなく義務であるので、注意されたい。

（通報先は、福祉事務所、児童相談所、保健センター、保健所、法務局、地方法務局、警察等である。専用の相談窓口やホットラインが設置されている場合もある。岩崎は、女性が受けたパワハラ、セクハラ、強制わいせつ被害等の場合、最初から職場や警察、NPOなどの女性人権団体にご相談するよりも、保健センター、保健所、女

性向けの公的なホットラインに相談することを推奨する。）

また、岩崎自身から通報することもある。

昨今、いじめ、虐待・暴力事件、パワハラ、セクハラ、性犯罪事件、殺人事件、自殺問題などで世論・世相が慌ただしいものである。二〇一三年に大阪市東淀川区豊里の団地で餓死した女性も、外出や公的機関への生活苦の相談を躊躇した遠因が、学童期に受けたいじめから来る人間不信であったように、IJCA 及び IJCW の協力者、協力要請者、利用者にも、いじめを理由として自殺を試みた発達障害者や、共感覚の保持に対する差別的発言を理由に登校拒否に陥った経験のある者がいる。

まずは、インターネットを通じた遠方の人間である岩崎よりも、家族・親類・近所の住民・知人・友人のほうが生々しい異常事態に気づきやすいのは当然のことであって、また気づくべきであるとも岩崎は考えているため、諸機関への通報をお願い申し上げる次第である。

## 第六部 IJCA 及び IJCW の編集・編纂のためのウェブサイト内の女性専用スペース、及び、岩崎純一と連携している各女性専用施設とその閲覧室について

IJCA 及び IJCW 内に収めた女性の手による著作物や岩崎との共同著作物の再編集、IJCA 及び IJCW 全体の編纂作業に直接従事す

る各女性スタッフは、別途定める協力者、参加者として、ITAIのウェブサイトに設置した女性専用ウェブスペースにログインする権限を岩崎より得て、その作業を行っている者である。協力要請者等または利用者等のうち特に聡明な女性については、岩崎から依頼・要請の上、これらの協力者女性として登用することがある。

当該女性専用ウェブスペースのシステムは、岩崎のみが全権限をもってログインできるメインシステムと同じ仕様となっているが、日常の女性専用スペースの運営については、別掲の閲覧室と同様、女性スタッフが行うものとする。これは、各女性施設のシステム室は男性も入室可能である共用スペースであるものの、岩崎が出向く機会が限られること、また、岩崎純一ネットワークの末端である各女性の個室には岩崎は原則として入室できないことを踏まえた措置である。

但し、システム室の定期的な機械的点検・電子的更新や日常の遠隔管理については、この限りでなく、岩崎が行う。また、臨時の救援要請にも可能な限り対応する。

これらの女性の多くは、二〇〇四年の岩崎の個人サイト開設以来、岩崎が相談を受けて交流してきた、精神・身体症状や共感覚、その他の特殊知覚・症状を持つ女性で占められるものである。

また、この女性専用スペースにて紹介されているこれらシェアハウス型の女性寮等の入居女性も、同様の女性が多くなっている。

岩崎もこれら施設を様々な形で支援しており、施設の女性スタッフ及び入居女性からも多くの協力や情報を得ているものである。岩

崎からは、女性スタッフ及び入居女性が自由に症状や生活モデルを解説・公表できるよう、サイトのシステムを提供するに至った次第である。

中でも、女性に特有の症状・知覚については、これらの女性自身が解説を行っている。これについては、「女性専用施設との連携、及び入居女性による特殊症状・知覚の解説の分担について」を参照されたい。

これらの女性専用施設は、非公開型の施設ではあるが、今後の日本において、重大なトラウマを抱える女性や特殊知覚を持つ女性にとつての共同体・集住の一つのモデルとなりうるものであると考える。

これらの施設についてのご質問・ご相談・ご依頼は岩崎まで送り願いたい。

#### 第七部 日本共感覚研究会に関する留意事項

日本共感覚研究会では、共感覚そのものの研究よりも、共感覚を巡って起きている社会現象（スピリチュアル・ブームや霊感商法）の社会的追求に注力する。

研究会の各ページに記載している各規程、注意事項、調査報告を見よ。

#### 第八部 超音波コミュニケーション東京に関する留意事項

超音波知覚者コミュニティ東京に関する著述内の以下の解説を見よ。

●【注意勧告】当コミュニティが疑似科学団体やテクノロジー犯罪被害者団体と友好関係にあるかのように紹介されている事例に対する注意勧告、および統合失調症や妄想性障害の既往歴・現病歴の確認のお願い

●報告者、注意事項「やっつけていいこと、やっつてはならないこと」、最低限の物理学的知識の学習のお願い

### 第九部 岩崎式日本語に関する留意事項

岩崎式日本語に関する著述内の以下の解説を見よ。

●言語の概要と研究会（岩崎式日本語に触れていただく際の注意点）

●岩崎式日本語の使用の方々向けの注記

### 第十部 よくあるご質問と回答

二〇一四年六月十四日 起筆

二〇一六年二月二十一日 公開

二〇一七年九月二十三日 最終更新

▼Q. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスで提供されている

岩崎さんの著作物（文章や画像）を自分のいくつかの文章中に引用したいと考えていますが、その文章は有料の学会誌や文集に掲載される予定です。例えば、「表示・非営利・改変禁止 4.0 (CC BY-NC-ND 4.0)」とあるライセンスの場合、有料の学会誌や文集に引用してはいけないということでしょうか？

（類似のご質問の中から一例を挙げ、原文ママ）

●A. いいえ。ご自由に、無料で、かつ著作者に無断で、引用していただけます。

法令に基づく表示内の国際条約、著作権法およびクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに基づく表示をご参照下さい。

クリエイティブ・コモンズが規定・標榜する「非営利」ライセンスとは、このライセンスが適用された著作物（の全部または一部）それ自体を著作者以外の利用者が有料で頒布・再配布してはならないことのみを意味するもので、別の著作者や出版社による有料著作物（書籍、雑誌、芸術作品など）の中に引用・使用してはならないことを意味するものではありません。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの下では、日本国の著作権法やベルヌ条約・TRIPS 協定等の国際条約・法で許可されている著作物の（著作者に無断での）私的使用や引用の全てが可能であり、このことは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの全ての組み合わせパターンにおいて認められています。

これらの許可された私的使用や引用を著作者が阻止する機能

や法的拘束力は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスには存在していませんので、ご安心下さい。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、むしろ著作物（知的活動の成果）の有意義な再利用・二次的利用を促進するために、原作者自らや二次的著作物の著作者が主張できるライセンスです。大学の紀要、研究報告書、学会資料、博士論文、研究ノート（発刊部数が少ないか発刊されていない無料の著作物）などをウェブ上で公開する際などに、好んで使用される傾向にあります。また、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、著作者に無断で著作物を利用する場合に従うべき著作者の意思表示のみを示したものであり、著作者に直接許可を得る限り、ライセンス表示を超えた利用が可能です。

なお、権利侵害、違法行為と言える著作物の再利用の例は、次のページに示したようなものになりますので、ご参照いただければと思います。

著作権・著作者人格権侵害問題の記録と考察  
被害者続出中の「NAVERまとめ」盗用問題

▼  
Q. 「岩崎純一さんに会いたい会」、「岩崎純一さんのお話を聴く会」、「岩崎純一さんとの合同勉強会」とは、いったいどんな集まりなのでしょう？ 「会いたい」、「お話を聴く」、「合同」というあたりが、ちよつと宗教心ほくて気になっていますが、誰が

名づけたんですか？ メンバーは女性ばかりなのでしょうか？  
どんな仕組みで、お互いにどんな関係なのですか？ 何人くらい集まるんですか？ 正直に教えてもらえませんか？  
（類似のご質問の中から一例を挙げ、原文ママ）

●  
A. この種のご質問は、過去に何度も受け、何度もサイトやブログに書いて解説してきましたので、正直なことを申し上げますと、私はやや疲れ気味なのですが、お答え申し上げます。

これらはいずれも、学生、OL、アルバイト女性、主婦などの女性の皆様が命名し、私（岩崎純一）を講師として開催して下さった（下さっている）講座や座談会です。学生が指導教員に提案して開催する大学の特別授業・ゼミである場合もあれば、女性寮の共用スペースでの勉強会や、単なる喫茶店での学術的会話の機会（いわゆる「オフ会」）である場合もあります。平たく言えば「私（岩崎純一）をめぐる全ての学術分野を扱う勉強・研究サークル」です。

まず、「岩崎純一さんに会いたい会」は、東京藝術大学の学生だった渡辺未来さんが命名され、私を講師として開催して下さった講話会です。これは一度だけのタイトルと開催でしたが、この講座にご参加下さった女性の皆様と、この講座の存在を後日私のサイトから知って下さった女性の皆様とが、「続 岩崎純一さんに会いたい会」を開催して下さっています。現在は、上野紗奈さん、曾我部丹佳さん、小山由香さんが持ち回りで開催して下さってお

り、主なご参加者は大学生、OL、アルバイト女性、主婦などですが、心身の不調から無職でいらっしやる女性の方々や、高校生、神社の巫女さんもいらっしやいます。

「岩崎純一さんのお話を聴く会」は、佐々美世子さん、上野紗奈さん、高島ひとみさんが交代や共同で開催して下さっている会です。これも大学生、OL、アルバイト女性、主婦、無職女性、高校生、巫女が主なご参加者です。

「岩崎純一さんとの合同勉強会」は、当初は、大妻女子大学、駒沢女子大学、武蔵野大学、十文字学園女子大学などの女子大（旧女子大）の学生の皆様が開催して下さり、現在は、伊田小春さん、佐々木愛華さんが主に開催して下さっています。この会も、主なご参加者は前の二つと同じです。

三つのサークルの命名、開催、運営のいずれについても、私は関わっておらず、女性の皆様が全てを担っていらっしやいます。ただし私も、もちろん講師としては関わっていませんし、補佐的な役割やアドバイスをさせて頂いたことはありません。

人数については、約百人がご参加下さった初回の「会いたい会」を除いて、基本的には少人数であり、五人〜五十人ほどとなっています。

ご参加者の性別についても、結果的に九割ほどが女性となっています。中には、同性愛の女性も数名いらっしやいます。

その理由としては、私がサイトの運営開始当時から扱っている「共感覚」と呼ばれる特殊知覚の保持者が、そもそも世界的に見

ても統計上、女性に多く、実際に私のサイトの共感覚関連の内容をご覧になって私にメールを下さる方々も、およそ八〜九割が女性であることが挙げられるでしょう。

また、これらの会が立ち上がるよりもずっと以前（二〇〇五年頃）から現在まで、私は精神病理学・精神疾患の研究・フィールドワークを個人レベルで続けており、世界保健機関（WHO）のICDやアメリカ精神医学会（APA）のDSMに定められているほとんどの精神疾患・発達障害・行動障害の女性、性被害・DV被害女性など、二百名以上の女性と面識を持ち、千名以上の女性とメールを交わしてきたことが挙げられるでしょう。

三つのサークルのいずれもが、命名者および当初の開催者は女子大学生で、ご参加者も九割が女子大学生、という状況でしたが、現在は、大学生のほか、OL、アルバイト女性、主婦、無職女性、高校生、そして巫女さんなど、多様な女性の皆様がご参加下さっています。一方、当初より閉鎖的になっている傾向は否めず、今となっては女性専用スペースにて紹介されている、犯罪被害・精神障害・身体症状を抱える女性寮に合同本部を置いています。この寮において講師として語らせていただいたことが、寮内へのサークル本部の移管の契機となりました。

ただし、主催者の女性の皆様の横方向の連絡が密であるというのみで、各ご参加女性どうしについては、あまり交流はないようです。新たなメンバーについても、主催者の女性が特別にお声をかけた女性を少しずつ入れていらっしやる状況ですので、希望者

からの参加申込みというのは難しいようです。

また逆に、言語障害・知的障害をほぼ必ず併発していると言つてよい重度の自閉症・発達障害者には男性が多く（女性の自閉症と呼ばれるレット症候群などでは、言語障害がない場合も見られます）、そもそも学術を語り合う場にはお顔を出しにくいのではないかと私は感じています。

正直なところ、私が立ち上げたサークルではありませんので、私が意図的に「学術的なサークル」というスタンスに無理矢理押し込めようとすることはできません。

会の開始から時間が経つにつれ、だんだんといわゆる「女子会」のおしゃべりのようになることもよくあります。社交不安障害や強迫性障害の女性でさえ思いきりはしゃいだり泣いたりしながら、ご自身の苦しかった体験をしゃべり始めますし（それはそれで人間にとって必要な機会だと思いますが）、あまりに転換性ヒステリーや解離性ヒステリーのような状態になった場合には、女性たちの心理を收拾するのが上手な巫女さんたちが收拾する、という状況です。女性グループ特有の雰囲気、沈黙考型の男性である私は肩身が狭くなってくるのも事実です。

こういった女性グループとの交流に相当慣れていると自負している私でさえそうですから、自閉症・発達障害の男性や共感覚者の男性は、さすがに参加しにくい雰囲気であろうという事は、私からも察しが付きます。

これは、多くの閉鎖的な共感覚者サークルにも言えることで、

最初は参加条件に性別を規定していないにもかかわらず、結果的に女子会（女性どうしのおしゃべり会・お茶飲み会・お菓子を食べる会・お悩み相談室）になっているケースが多いです。

最近では、これら三つのサークルでも、私が参加している共感覚者オフ会と同じく、既婚女性と女子大生・未婚女性・独身女性との間で意見が合わないケースが増えています。前者は前者で、配偶者からの暴力被害、後者は後者で、パートナーや同性である母親・祖母・姉妹・友人からの虐待被害をご報告下さるケースも多く、「女性とは何か」、「人間とは何か」を哲学する私からすれば、全ては異口同音の社会問題だと感じられます。

これら三つのサークルが宗教的であるかどうかは、私は「超然」として判断せず」の姿勢を持っており、各自のご判断にお任せします。また、原理的に考えて、そうするほかないのではないのでしょうか。あるいは、私の思想・哲学から申しますと、「全ての人間集団は宗教的である」と考えております。いずれにせよ、事前に私との交流のない女性、私の考え方やサイトの内容に親和性のない女性には、ご参加いただくことが難しい雰囲気を持つていることは事実です。

大変失礼な言い方になりますが、おそらく、このようなご質問が出ないほど私のサイトやブログを読み込み、恐れ多くも私の文章や世界観に共感して下さっている皆様、これらのサークルを作って下さったものと私は考えています。

